（様式第１号）

参加申込書

令和　　年　　月　　日

神戸市長　あて

　「地域団体やNPO等の人材マッチング事業」業務に係る委託事業者の公募に対し、下記のとおり参加を申し込みます。

記

１．申込者（代表者）

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 法人・団体名 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| （連絡先） |  |
| 担当部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| Ｅメール |  |

２．構成員　※共同事業体での申し込みの場合に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 共同事業体の構成員 | 所 在 地法人・団体名代表者役職・氏名  |
| 所 在 地法人・団体名代表者役職・氏名  |
| 所 在 地法人・団体名代表者役職・氏名  |

記入欄が足りない場合は、欄を追加して使用してください。

３．添付書類

|  |
| --- |
| ・会社概要・団体概要（任意様式）※共同事業体の場合は、構成員となるすべての団体のものをご提出ください。・本業務の類似業務を受託又は自ら実施した実績を示す資料（実績がある場合のみ） |

（様式第２号）

（公印省略）

神地活第　　号

令和　年　月　日

参加資格決定通知書

　　　　　　　　　　　様

神戸市長　久元　喜造

令和　　年　　月　　日付の参加申し込みについて、下記のとおり受理し、参加資格を決定したので通知します。

記

１．事業の名称

「地域団体やNPO等の人材マッチング事業」

２．企画提案書の提出等

「地域団体やNPO等の人材マッチング事業」委託実施要領をご参照の上、企画提案書をご提出ください。

企画提案書の提出にあたり質問等がある場合には、様式第３号「質問票」によりお問い合わせください。

以上

（様式第３号）

質問票

令和　　年　　月　　日

神戸市長　あて

「地域団体やNPO等の人材マッチング事業」の業務委託に係る公募型プロポーザルについて、下記のとおり質問いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 法人・団体名 |  |
| 担当部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| Ｅメール |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 質問内容 | 備考（実施要領又は仕様書の該当ページ、等） |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |

※記入欄が不足する場合は、本様式に準じて追加作成してください。

（様式第４号）

参加辞退届

令和　　年　　月　　日

神戸市長　あて

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

「地域団体やNPO等の人材マッチング事業」に係る委託事業者の公募に対し、参加の申し込みをしましたが、下記の理由により参加を辞退いたします。

〈理由〉

|  |
| --- |
| （連絡先）上記と異なる場合のみ記入してください |
| 所在地 |  |
| 担当部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| Ｅメール |  |

（様式第５号）

（公印省略）

神地活第　　号

令和　年　月　日

参加辞退届受理通知書

　　　　　　　　　　　様

神戸市長　久元　喜造

令和　　年　　月　　日付の参加辞退届について、下記のとおり受理したので通知します。

記

１．事業の名称

「地域団体やNPO等の人材マッチング事業」

２．その他

　　すでに提出いただいた資料等については、返却いたしませんのでご了承ください。

以上

（様式第６号）

（公印省略）

神地活第　　号

令和　年　月　日

契約候補者選定通知書

　　　　　　　　　　　様

神戸市長　久元　喜造

「地域団体やNPO等の人材マッチング事業」に係る委託事業者の公募について、提案のあった企画内容に対して、審査を行った結果、下記のとおり貴団体は契約候補者として【選定されました／選定されませんでした】ので通知いたします。

記

１．評価点

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体 | 選定団体 | Ａ社 | Ｂ社 | Ｃ社 | Ｄ社 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 点数 |  |  |  |  |  |  |  |

２．今後の進め方

　　契約候補者との協議を踏まえた委託事業者の決定については、別途通知致します。

以上

（様式第７号）

（公印省略）

神地活第　　号

令和　年　月　日

審査結果通知書

　　　　　　　　　　　様

神戸市長　久元　喜造

「地域団体やNPO等の人材マッチング事業」に係る委託事業者の公募について、提案のあった企画内容に対して、審査を行った結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１．選定結果

厳正なる審査の結果、「地域団体やNPO等の人材マッチング事業」に係る委託事業者に、**【選定されました・選定されませんでした】**ので、お知らせいたします。

２．審査結果

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体 | 選定団体 | Ａ社 | Ｂ社 | Ｃ社 | Ｄ社 |  |  |
| 点数 |  |  |  |  |  |  |  |

３．審査結果の公表

審査結果については、下記ホームページにて掲載いたします。

　　http://

以上

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （様式第８号）再 委 託（下 請 負） 承 諾 申 請 書　　年　　月　　日　神　戸　市　長　　あて(甲)受 注 者（乙）住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　（提出者：業務責任者　　　　　　　　　　）　　委託契約約款第２条第２項(製造その他請負契約約款第２条第５号)の規定に基づき、下記委託業務を再委託（下請負）・再々委託等をしたいので承諾願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の名称 | 地域団体やNPO等の人材マッチング事業 |
| 再委託（下請負）、再々委託等の業務内容 |  |
| 再委託(下請負)先 (再々委託先等) | （住所）（法人名）（代表者） |
| 再委託(下請負)先 (再々委託先等)予定金額 | 　　　　　　　　　　　円（うち、消費税額　　　　円） |
| その他特記事項 |  |

〔再委託・再々委託等の条件〕(1) 再委託先（下請負人）は、この承認に係る契約の全部または大部分を第三者に履行させてはなりません。再委託先（下請負人）がこの契約の一部を第三者に履行される場合（二次再委託(下請負)）には、受注者（乙）は本市（甲）による事前の承認を得る必要があります。以下、二次再委託（下請負）先がさらに第三者に履行させる場合等（三次以降の再委託(下請負)）も同様とします（二次以降の再委託（下請負）を「再々委託等」とします。）。(2) 再委託先（下請負人）、再々委託先等は、再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行のほか、一括再委託（一括下請負）、一括再々委託等の禁止、個人情報等の保護、情報セキュリティポリシー等の遵守、暴力団等の排除に関する措置、適正な賃金の支払に関する措置など本契約における受注者（乙）が負う義務と同様の義務を負うものとします。(3) 再委託先（下請負人）、再々委託先等による再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行により、本市（甲）に損害を与えた場合は、受注者（乙）が本市（甲）に対する賠償の責を負うこと。(4) 契約の目的物について、再委託先（下請負人）、再々委託先等によるこの契約の業務の履行に係る部分に契約不適合があった場合は、受注者（乙）が契約の規定による契約不適合責任を負うこと。(5) 再委託（下請負）、再々委託等にあたって、受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等は再委託先（下請負人）、再々委託先等に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。(6) 受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等が、この承諾の条件に違反した場合は、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等に損害が発生したときは、本市は一切の賠償の責を負いません。〔注意事項〕〇再々委託等にかかる申請の場合、別紙施工体系図（履行体系図）を添付してください。 |
| （様式第９号）再 委 託（下 請 負） 承 諾 書　　年　　月　　日　受 注 者（乙）氏名　　　　　　　　　　　様神戸市長（甲）　○○　○○　　　　委託契約約款第２条第２項（製造その他請負契約約款第２条第５項）の規定に基づき、先に申請のあった再委託（下請負）、再々委託等について、下記のとおり条件を付して承諾いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の名称 |  |
| 再委託（下請負）、再々委託等の業務内容 |  |
| 再委託(下請負)先 (再々委託先等) | （住　所）（法人名）（代表者） |
| 再委託（下請負）、再々委託等の承諾の条件 | (1) 再委託先（下請負人）は、この承認に係る契約の全部または大部分を第三者に履行させてはなりません。再委託先（下請負人）がこの契約の一部を第三者に履行される場合（二次再委託(下請負)）には、受注者（乙）は本市（甲）による事前の承認を得る必要があります。以下、二次再委託（下請負）先がさらに第三者に履行させる場合等（三次以降の再委託(下請負)）も同様とします（二次以降の再委託（下請負）を「再々委託等」とします。）。(2) 再委託先（下請負人）、再々委託先等は、再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行のほか、一括再委託（一括下請負）、一括再々委託等の禁止、個人情報等の保護、情報セキュリティポリシー等の遵守、暴力団等の排除に関する措置、適正な賃金の支払に関する措置など本契約における受注者（乙）が負う義務と同様の義務を負うものとします。(3) 再委託先（下請負人）、再々委託先等による再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行により、本市（甲）に損害を与えた場合は、受注者（乙）が本市（甲）に対する賠償の責を負うこと。(4) 契約の目的物について、再委託先（下請負人）、再々委託先等によるこの契約の業務の履行に係る部分に契約不適合があった場合は、受注者（乙）が契約の規定による契約不適合責任を負うこと。(5) 再委託（下請負）、再々委託等にあたって、受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等は再委託先（下請負人）、再々委託先等に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。(6) 受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等が、この承諾の条件に違反した場合は、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等に損害が発生したときは、本市は一切の賠償の責を負いません。 |

 |